

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人川西市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員等には、職務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

	報酬	期末手当・勤勉手当	通勤手当
会長	月額 80,000 円	-	-
副会長	月額 15,000 円	-	-
常務理事	月額 232,750 円	職員給与規程第 18 条及び第 19 条の規定に準じた額 (6 月及び 12 月)	職員給与規程第 12 条の規定に準じた額(月額)
理事	日額 3,000 円(理事会等への出席)		
監事	日額 10,500 円(監事監査、理事会及び評議員会等への出席)		

2 前項に規定する役員等の内、監事、理事が法人の業務として川西市内で行われる研修等に出席をした場合に日額 1,000 円の費用を弁償する。

3 役員等が、その職務のために旅行した場合には、協議会の旅費に関する規程に基づき、その者に対し旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条に規定する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 月額の報酬の支給日は、毎月 20 日とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日)をいう。以下この条において同じ。)に当たるときは、その前日において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

(2) 日額の報酬の支給は、原則、当日に支払うものとする。

(3) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令で定めるところにより、控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬

等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年6月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(社会福祉法人川西市社会福祉協議会常勤の理事の給与等に関する規程の廃止)
- 2 社会福祉法人川西市社会福祉協議会常勤の理事の給与等に関する規程(平成5年2月3日施行)は、廃止する。
(社会福祉法人川西市社会福祉協議会の役員等で非常勤の者の報償費及び費用弁償に関する規程の廃止)
- 3 社会福祉法人川西市社会福祉協議会の役員等で非常勤の者の報償費及び費用弁償に関する規程(平成8年5月30日施行)は、廃止する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。